二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　栃木県那須塩原市中塩原字柏木平一九一六の一・一九一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九一五、二二五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏木平一九一五・一九一六の一・一九一九・二二五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

静岡県タチカラ地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域

静岡県静岡市葵区椚尾

字板山　五七三番一　標柱一号
五六九番　標柱二号
字タラタラ水　五五三番　標柱三号
字本村　三八一番一　標柱四号
字トビノス　二二一番二　標柱五号

○農林水産省告示第千五百五十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

I　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26272号
2　品種登録の年月日　平成29年10月6日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　実（み）りつくし
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
福岡県
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
7　出願公表の年月日　平成27年8月24日

II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第九百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を一級河川吉野川右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県南陽市下荻
字平畑　七六番一　一号
七九番二　二号
八二番　三号
字平畑山　一五七一番八　四号
字下見山　一五六一番一　十号
一五五三番二　十一号
字茶畑　九〇番二　十二号
九一番　十三号
九八番一地先道路敷　十四号及び十五号
九九番　十六号
山形県南陽市太郎
字虫沢山　二二七一番三一　五号
二二七一番二四　六号及び七号
字嶽平　二二七二番二　八号
字虫沢　一八四六番一　九号

○国土交通省告示第九百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
茶堂
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
愛媛県南宇和郡愛南町中川
七三一番　七三二番　七三三番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県南宇和郡愛南町中川
七四四番　一号及び二号
七三七番　三号及び四号
六八九番　五号及び六号
六九六番　七号
七四二番　八号
七四一番地先道路敷　九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
稲葉川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県宇和島市大浦
甲一八一七番　一号
丙二二七番一　二号及び三号
甲一八二一番一　四号
丙二二二　五号及び六号
甲一八一八番一　七号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古浦西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県宇和島市吉田町奥浦
字古浦奥　甲二八八四番一　一号
甲二九八三番二　二号
甲二九八八番　三号
甲二九八七番　四号
甲二八七七番二　五号
甲二八六三番　七号
字古浦ノ奥　甲二八六六番二　六号
字古浦　甲二八五九番　八号